

# 『令和元年度宇治茶プレミアムブランド化事業推進業務』委託仕様書

## 第1 業務の目的

京都府及びお茶の京都エリア 12 市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、平成 29 年 3 月に一般社団法人京都山城地域振興社（通称「お茶の京都 DMO」、以下「DMO」）を設立し、お茶の京都エリアにおいて、多様な関係者との連携により、観光地域づくりを進め、交流人口の拡大と宇治茶をはじめとする地域資源ブランドの振興を図っているところである。

本事業は、お茶の京都地域が誇る宇治茶を軸に据え、宇治茶の世界における地位を更に高め、それによって、地域全体のイメージもプレミアム化させるとともに、世界遺産登録への機運を高めるための取り組みを DMO が推進するものである。

平成 28 年度~30 年度において、フランス、パリにて、現地の食・文化等のインフルエンサーによる宇治茶アソシエーション（宇治茶愛好会）が発足し、宇治茶の歴史や生産、味わいを伝える企画展や玉露の入れ方教室等のプロモーションをパリにて実施し、三ツ星レストランでの試飲メニュー化やアソシエーションメンバーによる宇治茶の茶会が開催される等の成果につながってきている。

本年度は、宇治茶の魅力をもっと世界に広めるとともに、その価値への理解の深化を図り、日常生活で「宇治茶」が意識的に選ばれることが浸透する等、世界に誇る「宇治茶」というプレミアムブランドとしての地位を確立することが目的である。

同時に、本業務によって「宇治茶」及びその産地であるお茶の京都エリアに対するイメージの更なる向上、観光客誘致の拡大に資するものとする。

## 第2 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 1 9 日（木）

## 第3 業務の内容

### 1 業務工程計画の策定

具体的な業務工程計画を策定し、発注者と協議するものとする。

業務行程計画については、発注者との協議後、京都府茶業会議所をはじめとする関係者と協議を実施すること。

### 2 パリでのプロモーション実施

#### (1) 宇治茶アソシエーション活動の展開

アソシエーションメンバーの宇治茶の魅力への理解の深化や、影響力の高い料理関係者やマスコミ関係者等、真に宇治茶の価値を理解しプレミアムブランド化に協力いただけるメンバーの拡大等に通ずる事業を展開し、次の（2）の宇治茶のメニュー化等の事業に結び付けること。

## (2) 宇治茶メニュー化プロジェクト

3つ星レストランや話題性の高いカフェ等の影響力の高い店舗において、宇治茶を用いたメニューが提供され、実際にその魅力を味わっていただけるよう試供品の提供や認知度を高めるようプロモーションを実施する。

## (3) 玉露の淹れ方体験教室の実施

パリの日本文化に関心の高い層を対象とし、宇治茶関係者による玉露の淹れ方について講座を実施し、参加者も実際に実践できる内容とする。開催時には、宇治茶やこれまでのパリでの取り組み等についてわかりやすく解説できるように、事前に宇治茶関係者と調整し、動画やパワーポイント等の資料を制作すること。

なお、参加者へのアンケートを行い、今後の展開を検討する際の参考資料とすること。

## 3 国内プロモーションの実施

### (1) 国内における宇治茶プロモーションの実施

海外プロモーション事業と相乗効果が得られる国内でのプロモーション活動を展開する。プロモーション活動は、例えば、歴史及び文化への感度が高い方々を対象とし、パリで宇治茶が高く評価を受けていることを伝える企画展を実施し、宇治茶の歴史、その魅力と価値への理解を促進し、海外での情報発信へとつなげる事業を具体的に提案すること。

## 4 情報発信

### (1) アソシエーションメンバーへの情報発信

アソシエーションメンバーに対して、ニュースレターを2回配信し、パリ及び国内におけるプロモーションや、宇治茶の最新情報や歴史や製法にまつわるストーリー等を伝え、宇治茶に対する理解と関心を促進し、ブランドイメージの醸成を図るものとする。同時に、お茶の京都地域の観光情報を発信し、地域全体の魅力を伝えられるものとする。

### (2) フランスメディアへの情報発信

パリの有力メディアに対して、プロモーションへの継続的取材を働きかけ、イベント情報と合わせた宇治茶の魅力を伝えるストーリー性ある記事の掲載等により、フランスにおける宇治茶の露出度を高め、イメージの向上を図る。企画提案時には、調整が可能なメディアを具体的に提案すること。

### (3) 国内メディアへの情報発信

国内外でのプロモーションについて、国内メディアに対して効果的に露出し、国内における宇治茶への理解の深化とともに、イメージの向上に役立てる内容とすること。企画提案時には、調整が可能なメディアを具体的に提案すること。

## 5 成果とりまとめ

プロモーション活動の実施報告、アソシエーションメンバーや参加者からの意見や反響、日仏マスメディアでの掲載実績について成果をとりまとめるとともに、次年度以降の宇治茶プレミアムブランド化について、展開方策をとりまとめることとする。

## 第4 留意事項

### 1 一般的事項

- (1) 業務の遂行状況については発注者に随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、DMO が貸与可能な資料は随時貸与するほか、必要に応じて受託者において入手すること。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、DMO の指示に従うこと。
- (3) 業務委託期間はもとより業務委託期間終了後も、当該業務で知り得た機密は他に流用してはならず、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

### 2 業務実施体制

- (1) 業務実施体制及び緊急連絡体制を提示する。業務実施に係る主担当者、サポートするチーム体制を明示し、原則として主担当者がすべての業務を統括する。
- (2) 業務内容については専門的な知識や知見、海外におけるマーケティング及びプロモーション等の経験が必要であり、受託者内のみで適切な人材がない場合には、受託者側において、委託経費の中から必要な外部人材を招聘し業務に従事させること。
- (3) あらかじめ DMO と調整したスケジュールで実施すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、DMO と緊密な連携をとること。

### 3 個別事項

- (1) 業務内容  
提出された企画提案書に基づいて業務を実施することとする。
- (2) 成果物  
次に掲げる成果物を、令和2年3月19日(木)までに、DMO に提出すること。  
ア 最終報告書 A4版 16部  
イ 当該業務の遂行過程で取得または作成した資料 A4版 16部  
ウ 上記イ及びウに係る電子データ 一式

## 第5 その他

- 1 業務に係る全ての成果品の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)はDMO に帰属する。また、成果品は、DMO が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- 2 本業務仕様書に定めのない事項については、DMO と協議するものとする。